

買い受けた物件を占有者が明け渡してくれない場合には？

(審査)

引渡命令申立

(注意点)

1. 代金納付日から6か月以内に限り申立可能。
(明渡猶予のある占有者には代金納付日から9か月以内)
2. 収入印紙(500円×相手方の数)及び郵便切手
{1220円×(相手方の数+1)}が必要。
3. 申立書には、物件目録(代金納付期限通知書添付のコピーで可)を添付してください。
4. 印鑑は入札時に使用した印鑑をお願いします。

引渡命令申立及び手続に関するお尋ねは、不動産執行係書記官室(3階)へお願いします。



あなたの申立が認められない場合、
1週間以内に執行抗告が可能です。

引渡命令発令



引渡命令正本を あなたと相手方に送達

(注意点)

相手方が何らかの理由で受け取らない場合、郵便切手の追納や相手方の所在調査の必要が生じます。



相手方から執行抗告があった場合、引渡命令は確定せず、高等裁判所で審理します。

相手方に送達ができてから1週間



引渡命令確定



1. 送達証明申請

引渡命令正本が相手方に送達されたことについての、裁判所書記官による証明です。

2. 執行文付与申請

裁判所書記官が引渡命令正本に添付する、強制執行申立要件となる書面です。

(注意点)

1. 収入印紙(150円×相手方の数)が必要

(注意点)

1. 収入印紙(300円×引渡命令の件数)が必要
2. 申請の際には、引渡命令正本を持参してください。



強制執行の申立 (明け渡しの実行へ)

強制執行の申立及び手続に関するお尋ね(予納金額等)は執行官室(3階)へお願いします。

(執行抗告期間)

(強制執行の準備)

物件によっては、強制執行の申立先が倉敷の執行官室になる場合があります。ご注意ください。